

## 会則

### (名称・目的)

第1条 このクラブの名称は PERSONALIZE GYM LIBERTAD（以下「本クラブ」という）と称し、本クラブの会員が本クラブの諸施設を利用することによって、心身の健康維持・増進、運動能力の向上を目指すことを目的とします。

### (運営・管理)

第2条 本クラブの施設は、株式会社 LIBERTAD（以下「会社」という）が運営・管理を行います。

### (会員)

第3条 本クラブは完全予約会員制とし、入会する際に本クラブ店舗ごとに選択した会員種別の利用範囲に応じて施設を利用することができます。 2 会員の契約期間は、所定の退会手続きを終えるまでは自動的に継続されます。

### (入会手続き)

第4条 本クラブを利用するには、本クラブ会則を承諾の上、所定の入会手続きを行い、会社の承諾を得た後、契約を行った上で会員にならなければなりません。

2 入会の際は、入会手数料 30,000 円+税および月会費 23,000 円(税込)を支払わなければなりません。

3 未成年が本クラブに入会する際は保護者の同意を必要とし、入会申込書の「保護者承諾」欄に保護者の署名・捺印を要します。

4 家族2名以上で利用する場合、家族割が適用され対象者は月会費 21,000円(税込)となります。家族割が適用される人数は最大4名とし、利用している家族が休会で引き落としがかからない月は適用外(月会費 23,000円)となります。

### (入会資格)

第5条 本クラブの入会資格を有する方は会則に同意し、「入会申込 同意書」に署名・捺印を行なった方のみとします。また、以下の場合は入会することができません。

(1) 感染症及び感染性のある皮膚病の方

(2) 暴力団関係者

(3) 刺青のある方（但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く）

(4) 妊娠中の方（医師の診断により許可を得た場合は別途会社が定めた手続きの上、入会いただくことが可能）

(5) 入会に先立って、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがあると判断された方

(6) 会社が他の会員に迷惑をかける恐れがある、またはその他好ましくないと判断した方

### (未成年者)

第6条 未成年者が入会を希望する場合は、第4条3項に基づき本人と保護者が連署の上入会申し込みを行うものとし、保護者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

### (会費・諸料金)

第7条 会員は会社が定めた会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日までに会社に支払わなくてはなりません。 2 会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法は会社が定めます。

3 利用回数の有無に関わらず、書面にて退会手続きを完了した月までは月会費の支払いが必要になります。

4 会社は本クラブの運営上必要と判断した場合は、会員種類の改廃または会費・諸料金の変更を行うことができ、その場合は本クラブ内にて掲示し告示するものとします。

5 月会費を滞納している会員は施設の利用をお断りします。また、未払い分の月会費を支払わなくてはなりません。 6 一旦お支払いされた会費・諸料金は返金致しません。ただし、会費・諸料金の一括払い・前払い期間中の退会の場合、その他の事情がある場合は会社が別途定める基準に応じて返金致します。

### (退会)

第8条 会員本人の都合による退会は、必ず本人又は代理人が退会希望月の前月10日までに来店し、書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。また、退会月の月末までの月会費が未納の場合は退会日までに完納しなければなりません。

#### (会員資格の譲渡・貸与)

第9条 会員資格を他人に譲渡・貸与することはできません。

### (休会)

第10条 会員の都合により本クラブを利用できない場合は、休会希望月の前月10日までに来店の上（病気等、来店ができない場合は応相談）所定の休会申込書を提出し本クラブが相当と認めた時は連続して3ヶ月まで無償で休会できることとします。ただし、この休会は1年間に1度限りとし、当初の休会から1年間はさらに休会することはできません。休会期間が3ヶ月を超えた場合、同一の理由により休会期間を延長する場合には休会延長申込書のご提出が必要となります。その場合、休会費用として月額 1,100 円(税込)をお支払いいただきます。

### (諸手続き)

第11条 会員は諸手続きを別途定める所定の方法で完了しなければなりません。また、会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合も速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

### (会員除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は資格停止、除名等の処分をすることができます。

(1) 本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。

- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (3) 諸会費、諸料金の支払いを行わなかったとき。
- (4) 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
- (5) 会社が本クラブの会員として相応しくないと判断したとき。
- (6) 他の会員に対する迷惑行為、本クラブの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- (7) 第20条各号の禁止事項を行ったとき。
- (8) その他、前各号に準ずる行為をしたとき。

(会員資格喪失)

第13条 会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- (1) 退会したとき。(2) 除名されたとき。(3) 死亡したとき。(4) 本クラブを閉業したとき。

(健康管理)

第14条 会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。

(諸規則の厳守)

第15条 会員は本クラブ施設利用に際して、会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、本クラブ内ではスタッフの指示に従っていただきます。

(入場禁止・退場)

第16条 会社は会員が以下の項の1つに該当する場合は、その会員の本施設への入場禁止及び退場を命じることができます。(1) 酒気を帯びている方。

- (2) 均衡状態を害しており運動することが好ましくないと判断される方。
- (3) 他の施設利用者に迷惑をかけると判断された方。
- (4) 正当な理由なく本クラブのスタッフの指示に従わない方。

(損害賠償)

第17条 会員が本クラブの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故について、本クラブおよび会社の責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブおよび会社は一切損害賠償の責を負いません。

2 会員が本クラブの施設利用に際して、本人の責に帰すべき事由により本クラブもしくは会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責を負うものとします。

(盗難)

第18条 会員が本クラブの施設利用に際して生じた盗難については、本クラブおよび会社は一切の損害賠償の責を負いません。また、本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、収容物の盗難、毀損その他について本クラブおよび会社は一切の損害賠償・補償等の責を負いません。ただし、所定の方法により貴重品を会社に預けた場合を除きます。(紛失物・忘れ物・放置物)

第19条 会員が本クラブの施設利用に際して生じた紛失については、本クラブおよび会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。2 忘れ物・放置物については、原則として3週間保管した後、廃棄等により処分することとします。

(禁止事項)

第20条

- (1) 許可なく施設内を撮影すること。
- (2) 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為をすること。
- (3) 他人を誹謗中傷すること。(4) 他人に対する暴力行為や威嚇行為。(5) 公序良俗に反する行為。
- (6) 施設内に落書きや造作をすること。(7) 動物を施設内に持ち込むこと。(8) 危険物を施設内に持ち込むこと。
- (9) 本クラブの施設内での喫煙。(10) 会社スタッフの業務を妨げる行為。(11) 他人の施設利用を妨げる行為。
- (12) その他、前各号に準ずる行為。

(休館)

第21条 本クラブは別途定め指定する期間を定期休館とします。

2 前1項の休館のほか、施設点検日、施設内改裝、施設の改造または修理、その他の工事の場合、気象災害等により営業が不可能と会社が判断した場合は、臨時休館とします。

(施設の閉鎖および運営の廃止)

第22条 経営上の事情により本クラブおよび施設の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と会社が判断したときは、会社は本クラブの施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブおよび施設の統合や廃止が行われる場合、会社はその旨を会員に通知します。

(本クラブの閉業)

第23条 会社は次の理由により、本クラブの閉業をすることがあります。

- (1) 気象、災害などにより施設を閉鎖し、再開業が難しいと判断したとき。
- (2) 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。